

運用 4（草地畜産基盤整備事業）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 4 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 4 第 1（13 の規定を除く。）、第 2 から第 4（1 及び 2 の表の「草地整備型」欄を除く。）まで、第 5、第 6（6 の規定を除く。）から第 9（2 の規定を除く。）まで、第 10（1 の表の交付対象欄のうち「草地整備型」欄及び区分「利用施設整備事業」の(1)のセ欄並びに 3 の規定を除く。）及び第 11 の規定並びに別記様式第 1 号から第 4 号（「〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業調査計画概要」として示す様式、「〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地整備型）公共牧場整備事業実施計画概要」として示す様式並びに第 5 章第 3 節 3（8）及び 4（14）並びに第 6 章に示す様式を除く。）まで、第 5 号から第 7 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 3 の 2、第 4 の 2 の表の「飼料基盤集積整備事業」欄の(1)及び第 5 の 1（4）の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 8（1）	ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）	ア （削除）
	イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）	イ （削除）
	ウ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）	ウ （削除）
第 1 の 8（1）キ	アからカまでの地域	エからカまでの地域
第 3 の 3	草地整備型及び畜産担い手総合整備型	畜産担い手総合整備型
第 4 の 1	第 5 に掲げる畜産活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画	草地畜産基盤整備事業実施計画

第4の1の表の「畜産担い手総合整備型」欄のうちの「飼料基盤集積整備事業」欄の(1)	、北海道にあつては200ヘクタール以上であること。	であること。
第4の1の表の「草地林地総合整備型」欄の(1)	ア及びイの要件	イの要件
	第1の8の(1)のアからカまでのいずれか	第1の8の(1)のエからカまでのいずれか
	事業実施計画の樹立・作成地区に含めることができるものとする。ただし、気象的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあつては、事業参加者の2/3以上が認定農業者であること。	事業実施計画の樹立・作成地区に含めることができるものとする。
第4の1の表の「草地林地総合整備型」欄の(1)イ	ア 次に掲げる地域のいずれかに該当する市町村 (ア) 中山間地域のいずれかに該当する市町村 (イ) 奄美群島特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく指定地域(以下この別紙において「奄美群島」という。)	ア (削除)
	(エ) 気象的条件の厳しい地域	(エ) (削除)
第4の1の表の「草地林地総合整備型」欄の(3)	(ただし、林野率が75%以上の地域にあつては、おおむね15ヘクタール以上であること。また、気象的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあつては、おおむね60ヘクタール以上であること。)	(ただし、林野率が75%以上の地域にあつては、おおむね15ヘクタール以上であること。)
第4の2の表の「畜産担い手総合整備型」欄のうちの「飼料基盤集積整備事業」欄の(1)	事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。	事業実施主体は、沖縄県とする。ただし、沖縄県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は沖縄県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事と

なっている法人(営利を目的としない法人に限る。)

であって、知事が適当と認めるもの(以下「事業指定法人」という。)に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。(以下「再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。)

ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。

(ア) 事業指定法人は、知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、沖縄県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

(イ) (ア)の契約においては、交付金交付の際に付

		<p>される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。</p> <p>(ウ) 事業指定法人は、(ア)の契約を締結したときは、遅滞なく、沖縄県に対し当該契約書の写しを提出するものとする。</p> <p>イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。</p> <p>(ア) 事業参加資格者の選定に関する事項</p> <p>(イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項</p> <p>(ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項</p> <p>(エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項</p> <p>ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、知事の承認を受けるものとする。</p>
<p>第4の2の表の「畜産担い手総合整備型」欄のうちの「飼料基盤集積整備事業」欄の(2)及び「草地林地総合整備型」欄の(2)</p>	<p>エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者</p>	<p>エ (削除)</p>
<p>第4の2の表の「再編整備事業」欄及び</p>	<p>オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と</p>	<p>オ (削除)</p>

「水田地帯等担い手育成整備事業」欄の(2)	見込まれる者	
第4の2の表の「草地林地総合整備型」欄の(2)ウ	担い手又は活性化計画に示された者	担い手
第7の1(1)	実施要領第3に定めるところによる整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第18の2に定める実施要件確認に必要な資料
	活性化計画	活性化計画（活性化計画は、畜産担い手総合整備型に限る。）
	地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長）	内閣府沖縄総合事務局長
第8の2及び3並びに第9の1	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第10の1(2)	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）	交付要綱
第10の1の表の「基本施設整備事業」欄及び「利用施設整備事業」欄の国費率欄	50%以内草地林地総合整備型にあっては55%以内	2/3以内草地林地総合整備型にあっては75%以内
第10の2	実施要綱第3	交付要綱第16
第10の4(5)	飼料受託組織又は共同利用方式により、	飼料受託組織又は畜産業を営む者3戸以上が構成員に含まれている団体が、
第10の5(1)並びに(2)イ及びウ	株式会社日本政策金融公庫	沖縄振興開発金融公庫
別記様式第2号	草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定	草地畜産基盤整備事業の運用第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1運用4第6の3の規定

別記様式第 3 号	〇〇〇の運用第〇の〇の規定	草地畜産基盤整備事業の運用第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 4 第 6 の 3 の規定
別記様式第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号	地方農政局長殿（北海道にあつては農林水産省畜産局長）	内閣府沖縄総合事務局長殿
別記様式第 4 号	草地畜産基盤整備事業の運用第 〇の〇の規定	草地畜産基盤整備事業の運用第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 4 第 6 の 4 の規定
	(添付資料) ・ 〇〇〇草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施計画書 ・ 畜産活性化計画 ・ 負担金条例	(添付資料) ・ 〇〇〇草地畜産基盤整備事業(〇〇型) 〇〇事業実施計画書 ・ 畜産活性化計画(畜産担い手総合整備型に限る。) ・ 負担金条例
別記様式第 5 号	草地畜産基盤整備事業の運用第 〇の〇の規定	草地畜産基盤整備事業の運用第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 4 第 8 の 2 の規定
	・ 変更後の畜産活性化計画書(写)	・ 変更後の畜産活性化計画書(写)(畜産担い手総合整備型に限る。)
別記様式第 6 号	草地畜産基盤整備事業の運用第 〇の〇の規定	草地畜産基盤整備事業の運用第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 4 第 9 の 1 の規定

第 2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「草地畜産基盤整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第3 経過措置

- 1 農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け農地C第500号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15生畜第5007号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局長通知、23農振第2611号農林水産省農村振興局長通知、23林整計第345号林野長官通知、23水港第3034号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知、21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知、21林整計第336号林野庁長官通知、21水港第2724号水産庁長官通知）別紙（番号6草地畜産基盤整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1運用4（草地畜産基盤整備事業）の第7の1の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、交付要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。